平成２９年（フ）第１１４号
宮崎市橘通東３丁目２番32号　ハマダフラッツ807号、前住所宮崎市吉村町西田甲649番地７　ダブルドアズ702号
債務者　池田　砂織（旧姓鮫島）
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６３号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目27番１号　桜202号
債務者　長濵　秀一
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目１番８号　田上ロイヤルハイムＢ一203号
債務者　叶　　峰樹
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２２号
岩手県北上市二子町高屋12番地７、旧住所岩手県北上市村崎野24地割52番地16
債務者　柴田　　守
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第２３号
岩手県北上市大堤南２丁目７番24号
債務者　木戸場文子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第４４号
福井県鯖江市舟津町５丁目６番21号
債務者　青柳　貴之
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７７号
福井市高木町第32号１番地１
債務者　森川　雅子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６号
岐阜県瑞浪市薬師町１丁目10番地　第１美樹ハイツ　106号
債務者　児玉千代子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２８号
岐阜県中津川市中津川3367番地の１　清和寮
債務者　櫻木　幸子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２８号
兵庫県たつの市龍野町中井801番地66
債務者　中林　秀人
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第７５４号
千葉県柏市松葉町７丁目28番地の16
債務者　吉田　純子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１８１号
千葉県松戸市八ケ崎緑町259番地　吉岡ハイツ102号
債務者　小林　浩美
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２００号
千葉県柏市豊上町８番地34　ハイツプレーヌ柏102号
債務者　飯沼　弘行
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２０２号
千葉県松戸市新作502番地の６
債務者　南部亜希子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２０４号
千葉県松戸市常盤平４丁目16番地　常盤平公団住宅Ｅ街区13棟405号
債務者　中村多眞未
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２３６号
千葉県柏市柏３丁目７番24―406号
債務者　池田　拓馬
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２６２号
千葉県柏市篠籠田1385番地29　幸せマンション202号
債務者　竹村　信子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部